

平成15年度包括外部監査の結果報告要旨

外部監査の対象(テーマ)

学校現場を中心とした教育に関する事業の執行について

要 旨

- 1 平成14年度の岡山市教育費の決算額は201億9740万2780円で、一般会計歳出決算(2188億891万9771円)に占める割合は9.23%である。

このうち学校に関連する支出として、学校管理費(給料、職員手当、光熱水費等)、教育振興費(備品購入費、扶助費(就学援助)等)、学校建設費等がある。

- 2 各学校ごとに配分される学校配当予算の執行は、適正に行われていた。

監査した12校についても、問題となるような事実はなかった。

岡山市が学校配当予算の一部について導入している総額要求方式は、学校現場(学校長)の裁量の範囲を拡大し、特色ある学校づくりに寄与するものといえる。

監査した12校でも、独自の予算計画を立てることが可能になったと概ね好意的に受け止めていたが、学校経営に意欲的な校長とそれを支える教頭、優れた事務職員との緊密な協力体制のもとに、主体的かつ計画的に予算を編成・執行している学校もあれば、従前の一律配当方式の時と全く変わっていないと思われる学校もあるなど、運用の実態には格差があった。

制度趣旨を生かしてより積極的に活用できるようにするため、制度趣旨の徹底と教職員の意識改革、とりわけ学校長の意識改革が必要である。

- 3 余裕教室の活用を推進すべきである。

少子化等に伴う児童生徒数の減少で生まれた余裕教室については、各校とも、多目的教室、ランチルーム、PTA室、相談室、資料室など、それぞれ何らかの形で利用しているが、監査した12校の中には、利用目的に沿った改造や学校独自の工夫を加えて真に使い勝手のよい有効なスペースとしている学校があった反面、空き教室と言われたくないための対応であるとしか見えない学校もあった。

まずは各学校の現状を正確に把握し、施設の有効活用の観点から、多角的視点をもって計画的に活用を推進すべきである。

学童保育（放課後児童クラブ）の施設は現在プレハブ施設が主であるが、余裕教室利用の施設改造と比べコストが高く、妥当な投資といえるか疑問無しとしない。

4 小中学校の再編整備は、人件費の面からではあるがコスト削減効果が見られるので、引き続き検討すべきである。

検討に際しては、財政的メリットのみを優先させるのではなく、以下の点に留意すべきである。

- (1) 学校は子どもたちの学習の場であり、生活の場でもあるのであるから、何よりも教育的観点に立った適正規模や適正配置を優先して考えるべきである。
- (2) 単に児童生徒の通学の負担に配慮するだけでなく、課外活動や部活動に対する配慮等総合的に考えるべきである。
- (3) 学校施設は生涯学習の場として期待される面も大きく、地域住民の意向への十分な配慮が必要である。

特に、地域の文化的・社会的あるいは精神的な基盤を失うことにつながり、過疎化に拍車をかけ、地域コミュニティが衰退するなど、地域や地域住民に与える影響に留意すべきである。

5 学校給食を民間委託方式にした場合、1食当たりの経費は直営方式に比べて約 162 円安くなっており、コスト削減効果が大きい。

岡山市の民間委託率は、平成 14 年度で 10.2%(15 年度は 13.4%)であるが、心配される安全衛生面についても、業者に対する管理・監督が履行されるシステムになっており問題はなかったため、引き続き関係者の理解を得ながら、かつ、受託業者の選別に十分配慮しながら、より一層の推進を図るべきである。

6 また、運営の民間委託とともに、実施方式としての単独校調理場方式、親子式調理場方式及び共同調理場方式のメリット・デメリットを比較分析し、学校施設の再編整備をも見据えた、より効率のよい方式選択を進めるべきである。

7 1食当たりの学校給食費に、小学校で最大 47 円 45 銭、中学校で最大 27 円 52 銭の格差が生じている。

格差が生じる原因として、①献立表作成時の裁量、②食材の購入先・品質規格の違い、③保存食・展示食の負担の違い、④燃料代等の負担の違いがあ

り、ある程度の格差は止むを得ないが、一定程度を超えた格差は好ましくない。学校ごとに事情が違うとはいえ、(財)岡山市学校給食会の積極活用を含めて、格差是正に努めるべきである。

- 8 学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理・執行は、学校現場の教職員が最も苦勞していることの一つである。中でも特に苦勞しているのは滞納金の徴収・処理の問題である。

この問題は、学校徴収金が公金でないため、その徴収・管理・執行の事務について準拠すべき法規や指針がなかったことから、各学校現場ごと担当者が従前のやり方を改善することなく踏襲してきたことが原因である。

特に、年度末の滞納金処理処理方法については、各学校現場ごとに滞納処理の方法が区々であり、こうした処理を可能にしたのは情報開示の遅れである。

しかしながら、学校徴収金は、公金ではないとはいえ公費負担分と相まって教育活動費を賄っているものであるから、学校徴収金の徴収・管理・執行は、公費に準じて厳正かつ効率的に行われるだけでなく、その透明性が確保できるような事務処理基準を示し、これに則って事務を行うよう指導すべきである。

この点について、教育委員会事務局は各学校に対し、「学校徴収金会計について」と題する書面(平成 15 年 3 月 20 日付事務連絡)で、学校徴収金会計の管理及び会計処理等についての考え方を示すとともに、引き続き検討を重ね、先般、「岡山市立学校校納金等取扱の手引」が示された。

- 9 監査した 12 校のうち、6 校に年度末滞納があり(残りの 6 校は年度末には滞納が解消)、当該処理に他の会計の益金を充てるなどして処理していた。

しかし、他の会計からの流用には種々の問題があるので、今後は前記手引の内容を周知徹底し、当該手引に沿った、より適切な処理が望まれる。

また、監査した 12 校のうちの 1 校でガラス会計という会計を設けており、平成 14 年度末残高は 765,619 円であった。

ガラス会計とは、生徒が故意にガラスを割った場合に実費を弁償させ、その弁償金を管理する会計であるとの説明を受けたが、そのような趣旨のものであるなら、そもそも繰越金が存在すること自体不適切な会計処理と考えられるのであって、当該繰越金の処理を含めて適切な処理方法に改善すべきである。

- 10 長引く不況の影響で就学援助の認定者が急増しているが、その申請受付及び審査・認定・給与事務は適正かつ効率的に行われていた。

監査した 12 校でも、就学援助の活用により学校徴収金の期日徴収が大幅に改善され、滞納が減少していた。

平成 14 年度の学校給食費の援助額は、1 食当たり小学校で 145 円、中学校で 175 円である。

この援助額と学校給食費の差額は就学援助を受けている児童生徒の保護者負担となるものであるから、学校給食費に前記のような格差がないことが望ましく、同様のことはその他の補助教材費や修学旅行費等についても言える。